

監査約款の規定のイメージ<sup>1</sup>

## 第 8 条（他の公認会計士等又は外部専門家の利用）

委嘱者は、受嘱者が監査業務を行うに当たり、他の公認会計士等（受嘱者が所属するネットワーク内におけるネットワーク・ファームを含む。以下同じ。）を利用する場合があることを了解する。

2. 受嘱者が監査を実施する過程で、外部専門家の利用が必要と判断した場合には、外部専門家を監査に利用することができるものとする。

実務指針の内容を踏まえ、必要に応じて、取引先の監査人との連携を行うことについて規定。

## 第 9 条（守秘義務）

受嘱者は、業務上知り得た委嘱者及びその関係者の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。ただし、以下の情報は秘密から除くものとする。

- 一 委嘱者から開示された時点で、既に公知となっていたもの
- 二 委嘱者から開示された後で、受嘱者の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
- 三 委嘱者から開示された時点で、既に受嘱者が保有していたもの
- 四 受嘱者が、正当な権限を有する第三者から開示されたもの

2. 委嘱者は、前項の正当な理由に、次の場合を含むことを了解する。

- 一 受嘱者が、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合
- 二 受嘱者が、金融商品取引法に基づき委嘱者の法令違反等事実に関する意見を金融庁長官に申し出る場合
- 三 受嘱者が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合
- 四 受嘱者が、監査業務の引継に際し、後任監査人（監査人予定者を含む。以下同じ。）からの質問及び監査調書の閲覧請求に応じる場合並びに後任監査人に財務諸表等における虚偽の表示に関わる情報又は状況を伝達する場合
- 五 受嘱者が、監査業務において他の公認会計士等又は外部専門家を利用する場合
- 六 受嘱者が、訴訟、調停又は審判等において職業上の利益の擁護のため必要な場合

実務指針の内容を踏まえ、必要に応じて、①取引先の監査人との連携を行う場合及び②取引先の監査人からの連携の依頼に応じる場合を「正当な理由」に追加。

その他、実務指針の内容を踏まえ、必要に応じて、取引先の監査人からの連携の依頼に応じる場合について所要の規定を整備。

<sup>1</sup> 条文は、日本公認会計士協会法規委員会研究報告第 14 号「監査及び四半期レビュー契約書の作成例」（平成 24 年 3 月 22 日）様式 1 から様式 3 までに係る監査約款の様式より引用。